施工位置

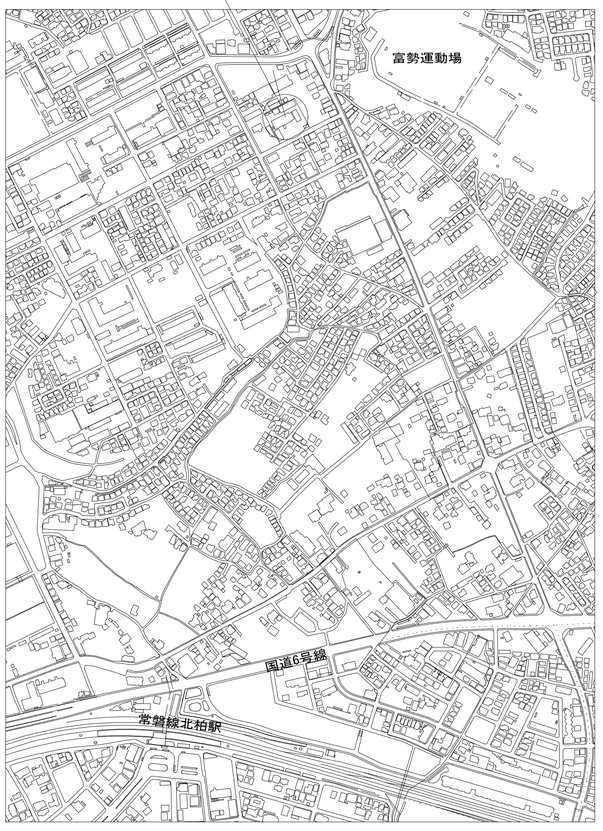


施行位置図

施工箇所

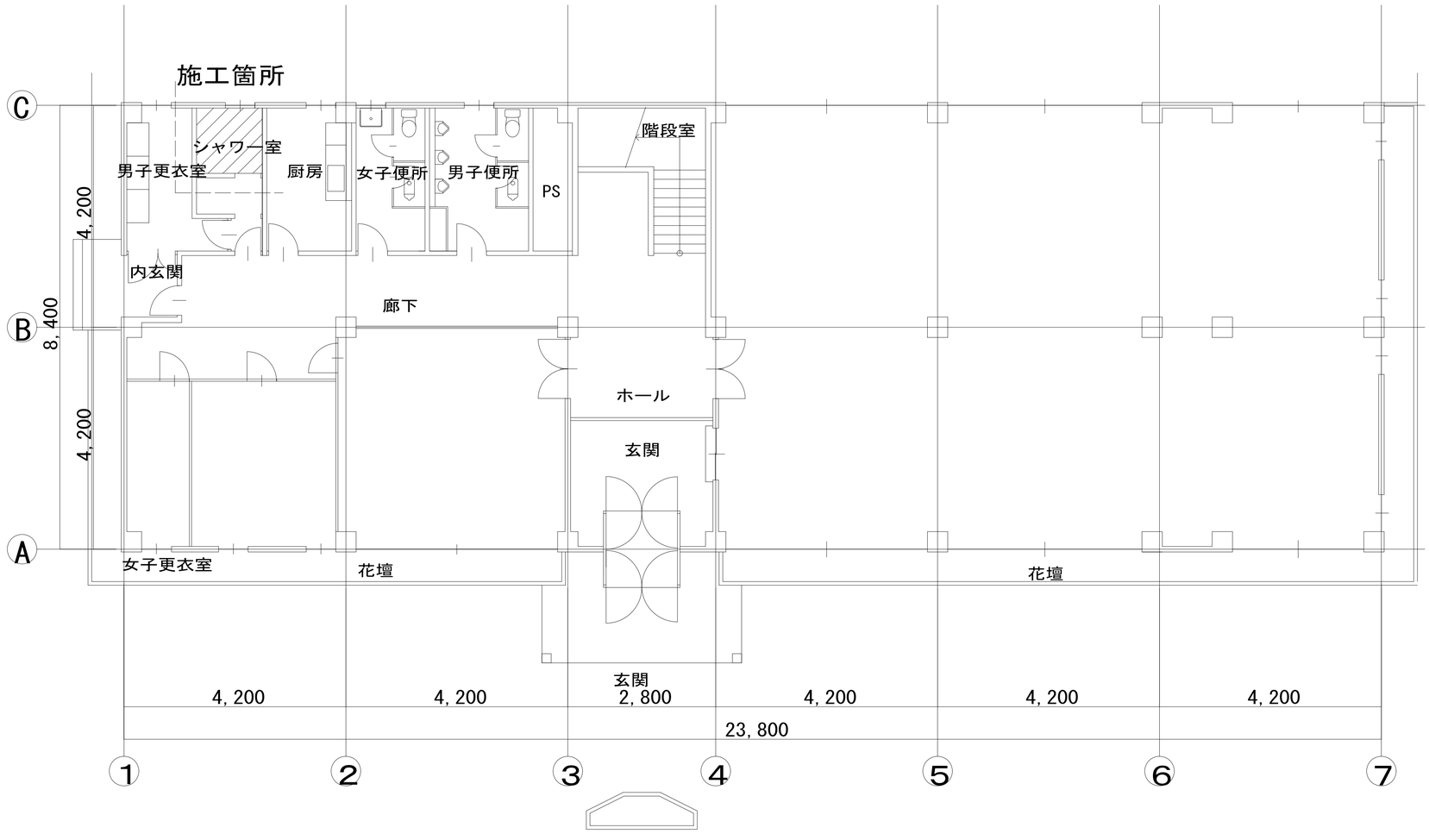


１階平面図

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事名 | 利根川水系土地改良調査管理<br>シャワー室改修工事 | | |
| 図面の名称 | 施行位置図・１階平面図 | | |
| 図面番号・ | A-01 | 縮尺 | |
| 利根川水系土地改良調査管理事務所 | | | |

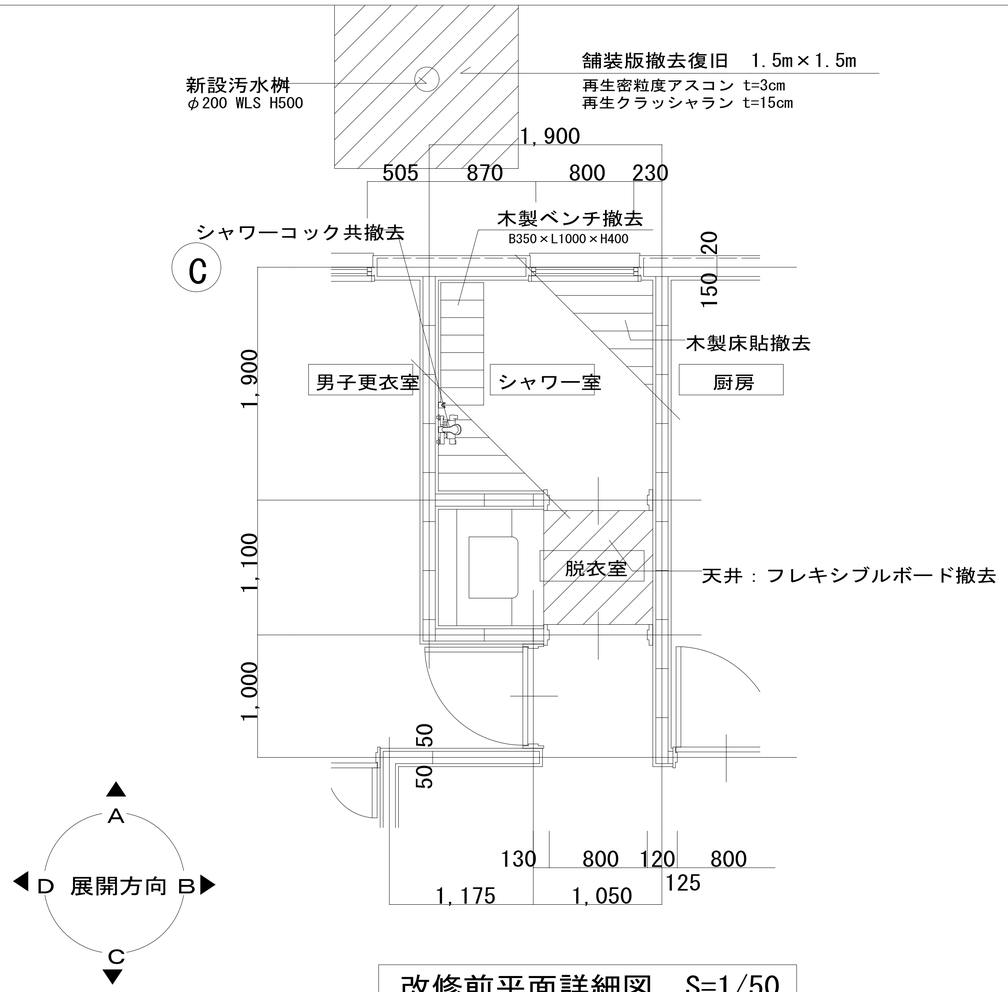


| 改修前仕上表 | | 撤去仕上表 | |
|---|---|---|---|
| 床 | 磁器質モザイクタイル25角の上木製床貼 | 床 | 木製床貼撤去 |
| 巾木 | ー | 巾木 | ー |
| 壁 | 半磁器100角タイル | 壁 | そのまま |
| 天井 | バスリブ　CH=2,350 | 天井 | バスリブ撤去・天井下地LGS共<br>脱衣室天井一部撤去 |
| 備考 | | 備考 | シャワー撤去し排水口は塞ぐ、照明撤去<br>コンセント配線共撤去、換気扇撤去<br>AW1は清掃する |

## 改修前平面詳細図　S=1/50

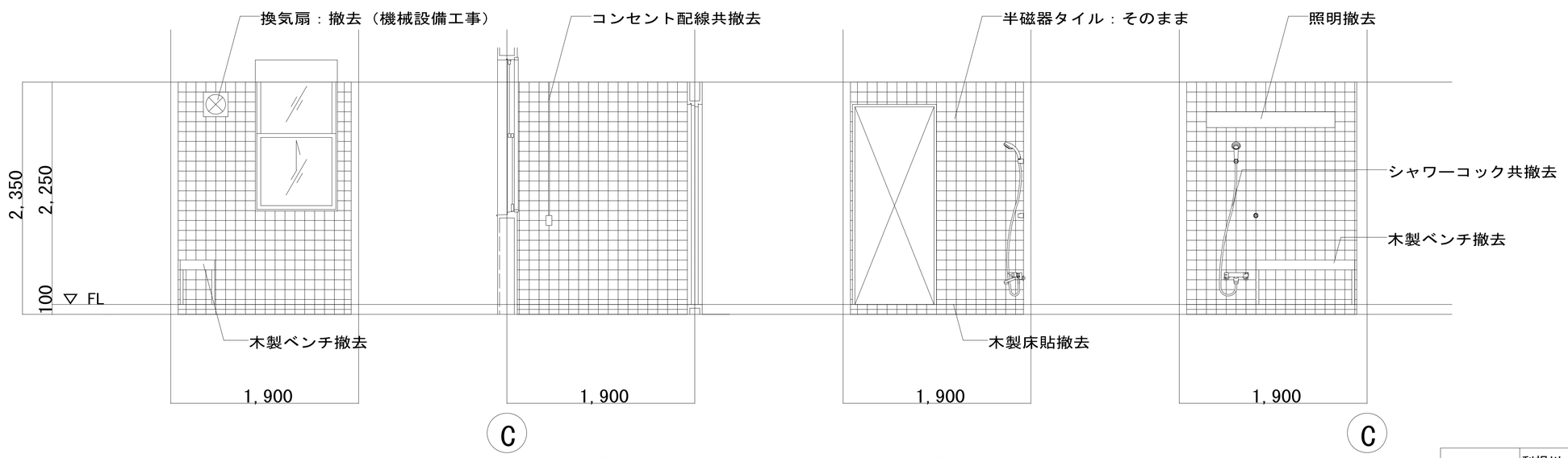


## 改修前展開図　S=1/50

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事名 | 利根川水系土地改良調査管理<br>シャワー室改修工事 | | |
| 図面の名称 | 1階シャワー室詳細図（改修前） | | |
| 図面番号・ | A-02 | 縮尺 | 1:50 |
| 利根川水系土地改良調査管理事務所 | | | |

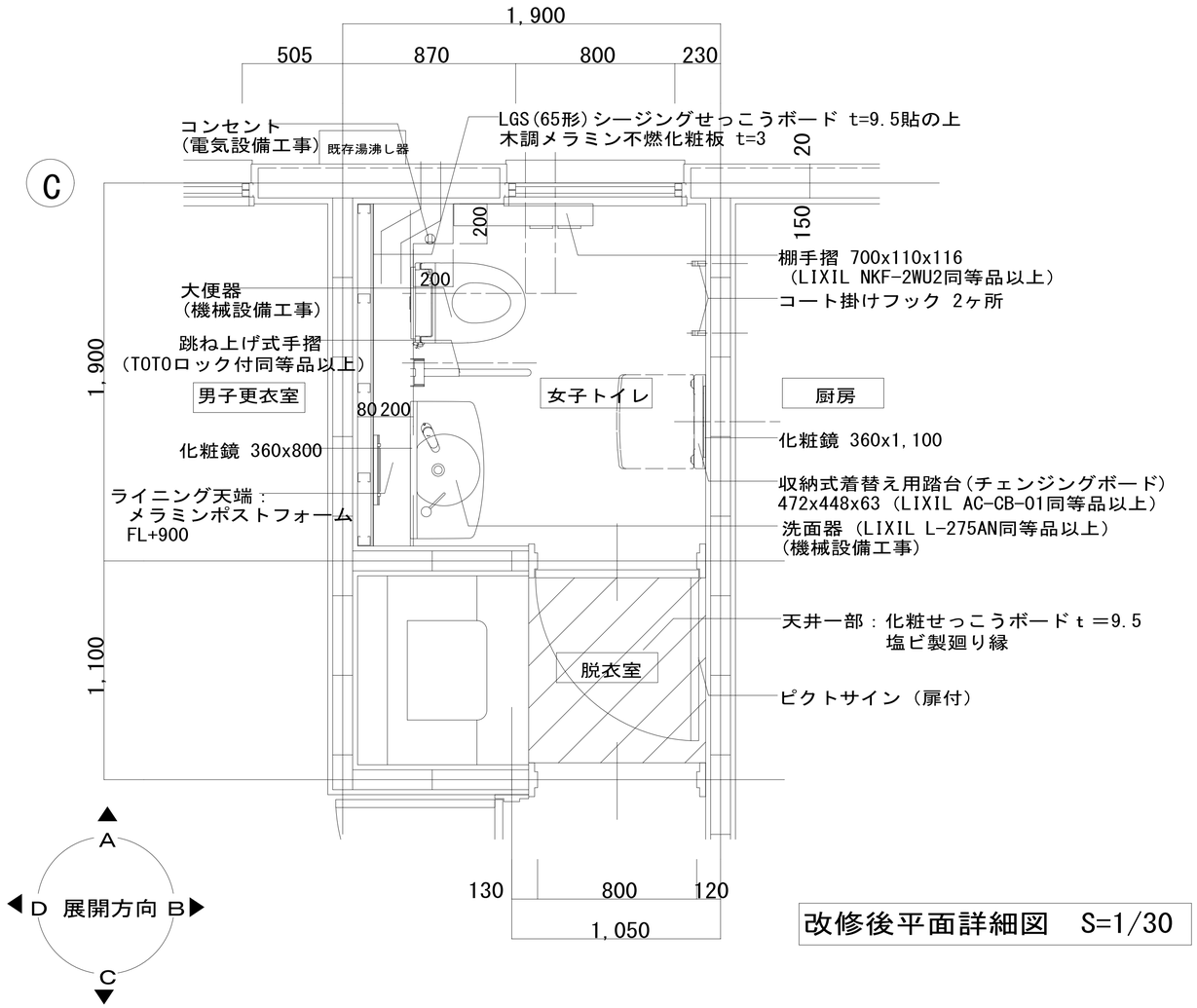


改修後平面詳細図　S=1/30

| 女子トイレ仕上表 | |
|---|---|
| 床 | 乾式二重床パーティクルボード t=20 下地<br>木調ビニル床シート t=2 |
| 巾木 | ビニル巾木 H=60 |
| 壁 | 木調メラミン不燃化粧板(消臭・抗菌タイプ) t=3　オンタイル工法<br>LGS(65形)部分：シージングせっこうボード t=9.5貼の上<br>木調メラミン不燃化粧板 t=3 |
| 天井 | 化粧せっこうボード t=9.5　LGS下地（19形）　塩ビ製廻り縁 |
| 備考 | コート掛けフック 2ヵ所、収納式着替え用踏み台、化粧鏡 2ヵ所<br>跳ね上げ式手摺、棚手摺(2連ペーパーホルダー付) |
| 特記事項 | ※木調メラミン不燃化粧板(消臭･抗菌タイプ)t=3は、アイカ工業<br>セラール消臭タイプ同等品以上とする<br>※木調ビニル床シート t=2は、田島マジェスタ木目調同等品以上とする |

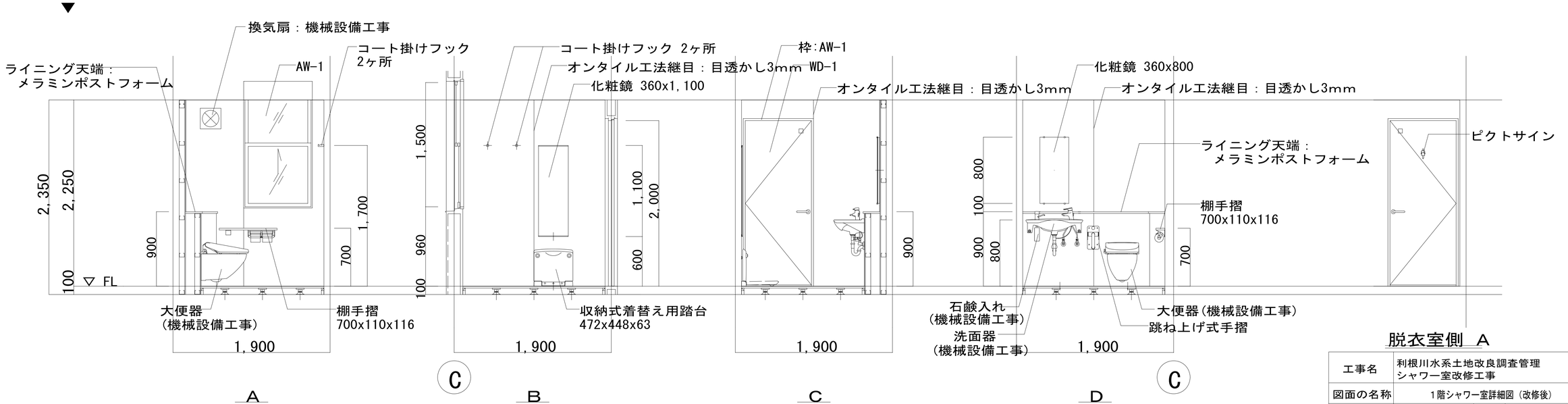


改修後展開図　S=1/50

脱衣室側　A

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事名 | 利根川水系土地改良調査管理<br>シャワー室改修工事 | | |
| 図面の名称 | 1階シャワー室詳細図（改修後） | | |
| 図面番号 | A-03 | 縮尺 | 1:30　1:50 |
| 利根川水系土地改良調査管理事務所 | | | |

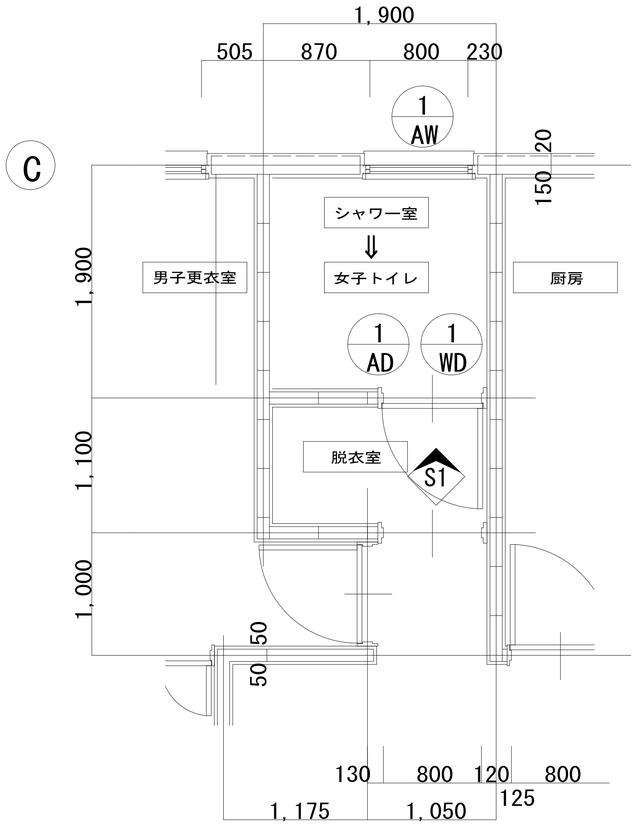


改修建具・サインキープラン　S=1/50

## 改修建具

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 記号・数量 | 1/AW | ※サッシ・ガラス面の清掃を行う | 1 | 1/AD | ※アルミ枠まわりの金物を撤去し補修を行う　1 |
| 種別方式 | 上下アルミサッシ | | | | |
| 形状寸法 | 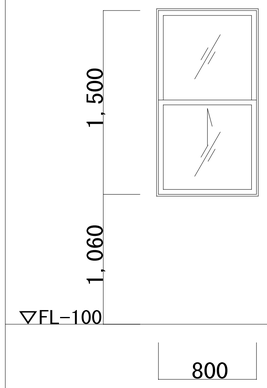 | | | 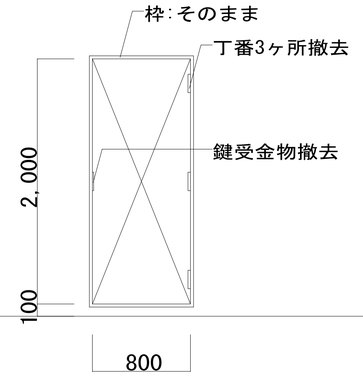 | |
| 使用場所 | 浴室 | | | 浴室 | |
| 仕上・見込 | カラーアルミ | | 70 | カラーアルミ | 70 |
| 硝　　子 | 型硝子 t=4 | | | 型硝子 t=4 | |
| 附属金物 | ラッチ錠 | | | 握り玉付シリンダー錠、丁番、戸当り | |
| 備　　考 | ステンレス網戸、２重水切 | | | ステンレス網戸、２重水切 | |

## 新設建具

| | | | |
|---|---|---|---|
| 記号・数量 | 1/WD | ※扉のみ | 1 |
| 種別方式 | 片開き戸 | | |
| 形状寸法 | 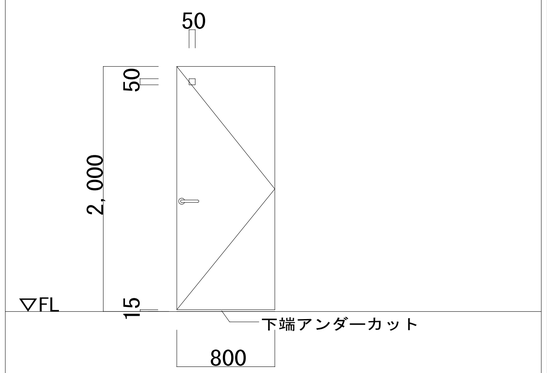 | | |
| 使用場所 | 女子トイレ | | |
| 仕上・見込 | 木調メラミン不燃化粧板 t=0.7、ラワン合板 t=2.5下地 | | 40 |
| 硝　　子 | 型板ガラス t=4 | | |
| 附属金物 | レバーハンドル、シリンダー錠(内部サムターン)<br>丁番、戸当り | | |
| 備　　考 | | | |

## サイン詳細図

縮尺　1/5

| | | |
|---|---|---|
| S1 | ピクトサイン/トイレ扉付 | 1 |

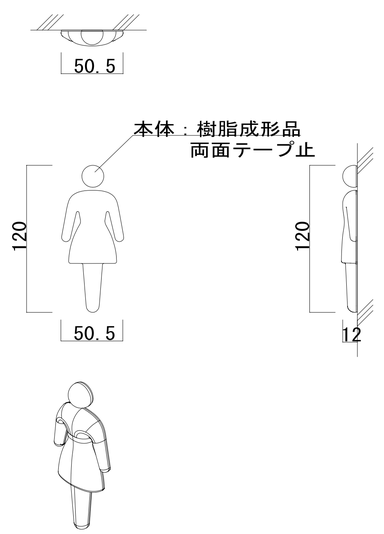


| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事名 | 利根川水系土地改良調査管理<br>シャワー室改修工事 | | |
| 図面の名称 | 建具表 | | |
| 図面番号 | A-04 | 縮尺 | 1:5, 1:50 |
| 利根川水系土地改良調査管理事務所 | | | |

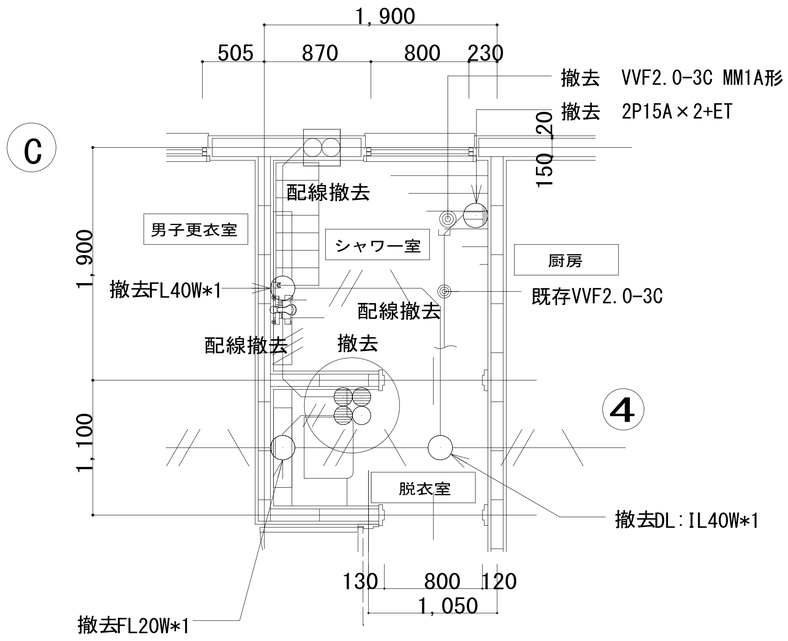


## 撤去電気設備工事平面図　S=1/50

配線撤去

- 天井いんぺい配管:配線のみ撤去
- IV1.6×2
- IV1.6×3
- IV1.6×3

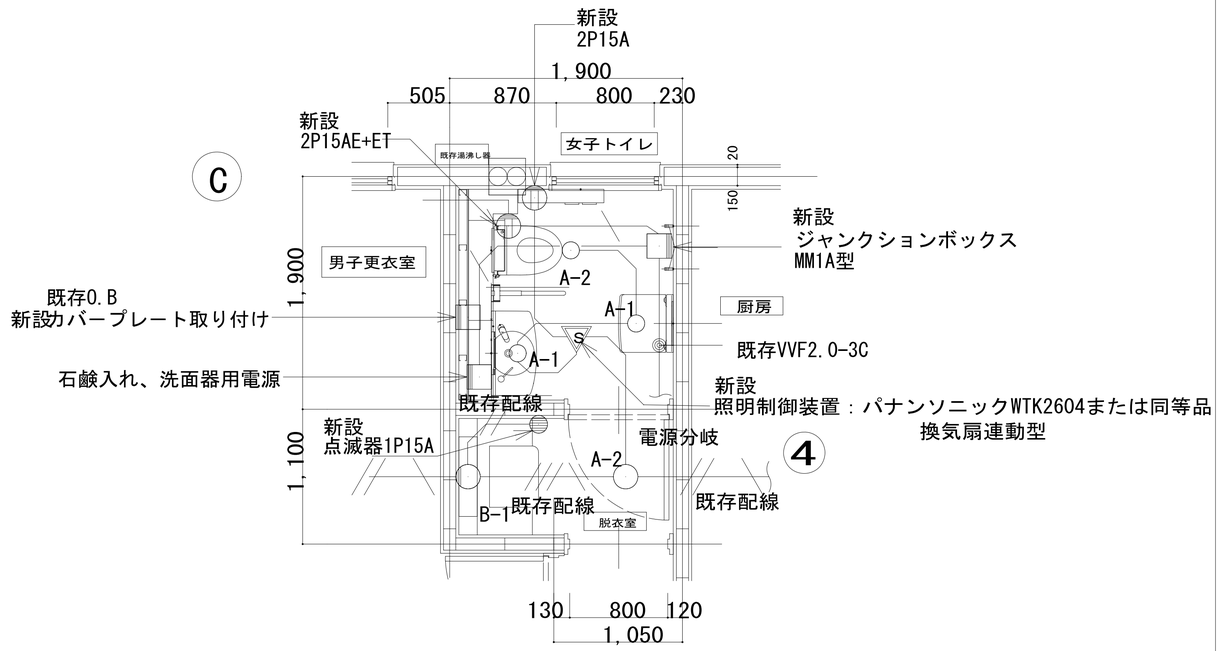


## 改修電気設備工事平面図　S=1/50

1. 配線凡例
   - 天井内いんぺい配線
   - EM-EEF1.6-2C
   - EM-EEF2.0-3C（1芯接地線）
2. 配線器具プレートは金属製とする。

| A | LED灯 | 埋め込み天井灯 | B | LED灯 | 直付け灯 |
|---|---|---|---|---|---|
| A-1 | LRS14-05-40K | | B-1 | ブラケット　20形蛍光灯1灯器具相当 | |
| A-2 | LRS14-08-40K | | | | |

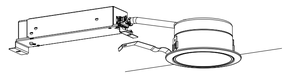

天井直付型・壁直付型
両面化粧タイプ・拡散タイプ
カバー：プラスチック（乳白）

参考型番
パナソニック ＬＧＢ８５０３６ＬＥまたは同等品

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事名 | 利根川水系土地改良調査管理<br>シャワー室改修工事 | | |
| 図面の名称 | 電気設備　平面図 | | |
| 図面番号 | E-01 | 縮尺 | 1:50 |
| 利根川水系土地改良調査管理事務所 | | | |

工事名称　利根川水系土地改良調査管理事務所 シャワー室改修工事

# 仕様書

## 1. 工事概要

1. 工事場所　柏市根戸471-65

2. 建物概要

| 建　物　名　称 | 構　造 | 階　数 | 延べ面積(m2) | 消防法施行令別表第一 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利根川水系土地改良調査管理事務所 | 鉄筋コンクリート造 | 2 | 400m2 | – | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（備考中の特定の施設，一般の施設とは耐震安全性の分類を示す）

3. 工事種目　（ ●印の付いたものを適用する。）

| 建物別及び屋外 / 工　事　種　目 | 工事種別 本工事 | | | | | | 屋　外 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ 空気調和設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ● 換気設備 | ● 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ○ 排煙設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ○ 自動制御設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ● 衛生器具設備 | ● 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ● 給水設備 | ● 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ● 排水設備 | ● 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ● 給湯設備 | ● 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ○ 消火設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ○ 厨房設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ○ ガス設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ○ 排水処理設備（浄化槽） | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ○ 雨水利用設備 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ● 撤去工事 | ● 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ○ | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 | ○ 一式 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

4. 指定部分　● 無　○ 有（　　　：指定部分工期 令和　年　月　日）

5. 設備概要（●印の付いたものを適用する。）

| 方式及び種類 | 設　備　概　要 |
|---|---|
| ○ 空調方式 | ○ |
| ○ 主要熱源機器 | ○ |
| ○ 自動制御方式 | ○ 電気式　○ 電子式　○ デジタル式 |
| ● 給水方式 | ○ 高置タンク方式　○ ポンプ直送方式　● 水道直結方式 |
| ● 排水方式 | 建物内の汚水と雑排水（ ● 合流式　○ 分流式 ）<br>ポンプ排水　○ 有（ ○ 汚物 ○ 雑排水 ○湧水 ） ○無<br>建物外放流先　(1) 汚水 ● 直放流下水管　○ 合併処理浄化槽<br>(2) 雑排水 ● 直放流下水管　○ 合併処理浄化槽 |
| ○ 消火設備の種類 | ○ 屋内消火栓設備　○ スプリンクラー設備　○ 泡消火設備<br>○ 連結散水設備　○ 連結送水管　○ 不活性ガス消火設備（ ○ ） |

## 2. 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。
- ● 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）（以下「標準仕様書」という。）
- ● 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）（以下「改修標準仕様書」という。）
- ● 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）（以下「標準図」という。）

(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

2. 特記仕様

章、項目及び特記事項は、● 印の付いたものを適用する。

| 章 | 項　目 | 特　記　事　項 |
|---|---|---|
| ● 一般共通事項 | ● 特定調達品目 | (1) 国等による環境物品等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目の判断基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成28年2月)」による。<br>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。 |
| | ● 機材等 | (1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。<br>(2) 別表－１に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。<br>① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。<br>② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。<br>③ 安定的な供給が可能であること。<br>④ 法令等で定めで許可、認可、認定又は免許を取得していること。<br>⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。<br>⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 |
| | ● 環境への配慮 | (1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。<br>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。<br>② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。<br>③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。<br>④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。<br>(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。<br>①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料<br>②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料<br>③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料<br>④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 |
| | ○ 室内空気中の化学物質の濃度測定 | 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。測定はパッシブ型採集機器により行う。<br>測定時期　○ 工事着手前　○ 施工終了時<br>測定対象室　○ 図示　○<br>測定箇所数　○ 図示　○ |

| 章 | 項　目 | 特　記　事　項 |
|---|---|---|
| | ○ 電気保安技術者 | 工事現場に置く電気保安技術者は、監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行う。 |
| | ○ 技能士の適用 | ○ 配管施工（配管工事）　○ 建築板金施工（ダクト製作及び取付け）<br>○ 熱絶縁施工（保温工事）　○ 冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付） |
| | ● 監督職員事務所 | ● 設けない　○ 設ける |
| | ● 工事用電力・水・その他 | ● 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。<br>工事用水　構内の施設　○ 利用できない　● 利用できる（ ○ 有償 ● 無償 ）<br>工事電力　構内の施設　○ 利用できない　● 利用できる（ ○ 有償 ● 無償 ） |
| | ● 工事用仮設物 | 構内につくることが　● できる　○ できない |
| | ○ 足場その他 | ○ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。<br>（ ○ 建築工事　○ 電気設備工事　で設置する。）<br>○ 本工事で設置とする。<br>「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。<br>○ 内部足場（ ○ 種 ○ 種 ○ 種 ）<br>○ 外部足場（ ○ 種 ○ 種 ○ 種 ○ 種 ） |
| | ● 建設副産物の処理等 | 1 提出書類一覧（下表）<br>（注1）発生する建設廃棄物の種類毎に、中間処理施設での処理方法（再資源化方法等）、最終処分先等への流れを図化する。（委託契約書と整合すること）<br>（注3）「電子ﾏﾆﾌｪｽﾄ方式」の場合は、廃棄物処理法に基づき指定された団体が発行する当該工事の電子マニフェスト情報を収録した磁気媒体の提出または、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したもの(受渡確認伝票)を提出すること。<br>（注4）「千葉県建設ﾘｻｲｸﾙ推進計画2016」及び「千葉県建設ﾘｻｲｸﾙ推進計画2009ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」に基づき、本工事に係わる「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。<br>（注5）「千葉県建設ﾘｻｲｸﾙ推進計画2016」及び「千葉県建設ﾘｻｲｸﾙ推進計画2009ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」に基づき「建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ－COBRIS－」により作成しその電子データと出力した様式を各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。<br>（注4）、（注5）：作成対象工事は100万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。<br>（注6）「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設ﾘｻｲｸﾙ法）による。<br>（対象工事）80m52以上の解体、500m52以上の新・増築、1億円以上の修繕・模様替え等の工事 |

1 提出書類一覧

| 提出書類（提出時期） | 提出書類内容 |
|---|---|
| 建設副産物処理計画書（工事着手前） | ①建設廃棄物処理委託契約書（写）（建設九団体副産物対策協議会作成様式等） |
| | ②廃棄物処理フロー（注1） |
| | ③処理業者の許可証（写）（処分業・収集運搬業・許可車両番号） |
| | ④建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ工事登録証明書（計画） |
| | ⑤再生資源利用計画書（再生資材搬入工事用）（注4） |
| | ⑥再生資源利用促進計画書（建設副産物搬出工事用）（注4） |
| 建設副産物処理実施書（廃棄物処理後） | ①建設廃棄物ﾏﾆﾌｪｽﾄ（A･E票（写））（「紙ﾏﾆﾌｪｽﾄ方式」の場合）（注3） |
| | ②建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画・実施) |
| | ③再生資源利用実施書（建設資材搬入工事用）（注5） |
| | ④再生資源利用促進実施書（建設副産物搬出工事用）（注5） |
| | ⑤再資源化等報告書（対象工事のみ）（注6） |

2 建設発生土　　敷き均し場所は監督職員との協議による。

1) 指定(A)(工事間利用)の場合
本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。
ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　　工事　　市　　町地先
イ　土質及び処理量　　第　種建設発生土　　m3
ウ　搬出時期　　年　月 ～　年　月
なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。

2) 指定(A)(その他)の場合
建設発生土(　　m3)は、　　地先に搬出するものとする。
なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。

3) 指定(B)の場合
建設発生土(　　m3)は、片道運搬距離　　kmに搬出するものとする。

4) 場内処理する場合
敷き均し場所は監督職員との協議とする。

3 路盤廃材
本工事により発生する
路盤廃材(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの
に運搬し、処理するものとする。

4 建設廃棄物
本工事により発生する
1) アスコン塊(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。
2) コンクリート塊(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。
3) 建設発生木材(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。
4) 建設汚泥(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。
5) ガラスくず及び陶器くず(　　m3)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。
6) 金属くず(　　m3)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。
7) 廃プラスチック(　　m3)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。
8) 混合廃棄物(　　m3)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。
なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

5 再生処理土

1) 指定(A)(工事間利用)の場合
本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。
ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　　工事　　市　　町地先
イ　土質及び処理量　　第　種建設発生土　　m3
ウ　搬出時期　　年　月 ～　年　月
なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用に当たっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。

留意事項
1 利用先の確保
建設発生土情報交換システム(JACIC)を活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間利用により利用先の確保に努める。
2 中間処理施設の選定
中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて、総合的に判断する必要がある。
また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS:JACICシステム)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。
3 品質・安全性の確保
処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。
4 一時保管
利用先との工程調整のため一時保管する場合には廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。

| 項　目 | 特　記　事　項 |
|---|---|
| ○ 建設発生土の処理 | ○ 埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。<br>○ 構外搬出適切処理 |
| ● 埋め戻し土・盛土 | ● 根切り土の中の良質土　● 山砂の類 |
| ● 工事写真 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領（最新版）」による。 |

| 章 | 項　目 | 特　記　事　項 |
|---|---|---|
| | ○ デジタル工事写真の小黒板情報電子化 | デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。<br>本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。<br>（1）対象機器の導入<br>受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領2.(3)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。<br>なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。<br>（2）デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入<br>受注者は、（1）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事撮影要領２．(3)撮影方法」による。<br>ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。<br>（3）小黒板情報の電子的記入の取扱い<br>本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、（２）に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領４．で規定されている写真編集には該当しない。<br>（4）小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品<br>受注者は、（2）に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。 |
| | ● 完成図等 | ●完成図　● 図面(A3サイズ)をA4サイズに折りたたんだ製本・・・　１部<br>● 図面(原図サイズ)見開き製本（黒表紙・金文字）・・　１部<br>● ＣＡＤデータ（Auto CAD）・・・　１部<br>●保全に関する資料　一部<br>●完成図書（本工事中に作成した工事関係図書をまとめたもの）　１式<br>○完成写真　（ ○キャビネ版　○　）　撮影箇所　箇所　部<br>● 本工事では、設計図 CAD データを貸与（ ● する　しない ）<br>設計図 CAD データを貸与する場合の著作者は（　関東農政局　）であり、貸与する CAD データを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。<br>その他特記仕様書に記載なき事項及び監督職員の指示なき事項は、標準仕様書記載のとおりとする。<br>以上を工事引継書により引継ぐこと。 |
| | ○ 電子納品 | 1 本工事は、電子納品の対象工事である。<br>電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。<br>2 ここでいう電子データとは、「営繕工事電子納品要領（平成24年版）【国土交通大臣官房官庁営繕部】」(以下、「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものをいう。<br>3「要領」に基づき提出する電子媒体の原本性を証明するため、監督職員と相互に内容を確認し、CD-R又はDVD-Rのラベルに直接署名または捺印した上で提出すること。<br>4「要領」に基づき作成した電子データを電子媒体に記録して3部作成し、1部は監督職員へ提出し、1部は完成図書に綴じ込むこと。残りの1部は、工事完成検査後（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）に提出すること。<br>「要領」に記載のない資料及び「紙」により提出する資料の扱い、または、電子データにより提出する資料のデータ形式等については、事前に監督職員と十分に協議のうえで決定すること。<br>5 工事完成検査時には、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」を携行すること。<br>6 工事完成検査後は、速やかに電子媒体の１部と「千葉県電子媒体（副本）受付書」をセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。<br>なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。<br>7 電子成果品の提出の際には、「電子成果品作成支援・検査システム」等によりチェックを行い、エラーのないことを確認し、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。<br>8「要領」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。<br>千葉県の電子納品運用ガイドラインは千葉県ホームページにて参照できる。<br>○千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】　平成25年10月<br>電子納品関連資料は国土交通省のホームページにて参照できる。<br>○営繕工事電子納品要領(平成24年版) |
| | ○ 県内生産品 | 受注者は、「県内生産品使用状況調査票」を作成し、工事完成時に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。<br>メール送付先　kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp<br>なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等に含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき、その他フォルダに保存し、電子成果として提出する。 |
| | ● 機材の承諾図 | 機械設備工事機材承諾図様式集(最新版)によるほか、監督職員の指示による。 |
| | ● 総合調整 | ● 本工事　○ 別途<br>調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。）<br>○ 風量調整　● 水量調整　○ 室内外空気の温湿度の測定　○ 騒音の測定<br>○ 室内気流及びじんあいの測定　○ 飲料水の水質の測定 |
| | ● 電動機 | 換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。 |
| | ● 容量等の表示 | 1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。<br>2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。 |
| | ○ 耐震措置 | 耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。<br>(1) 機器の据付け及び取付け<br>設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 |

設計用標準水平震度

| 設置場所 | 機器種別 | ○ 特定の施設 重要機器 | ○ 特定の施設 一般機器 | ○ 一般の施設 重要機器 | ○ 一般の施設 一般機器 |
|---|---|---|---|---|---|
| 上層階、屋上及び塔屋 | 機　　器 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 防振支持の機器 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.5 |
| | 水　槽　類 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| 中間階 | 機　　器 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 防振支持の機器 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 水　槽　類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| 地階・1階 | 機　　器 | 1.0 | 0.6 | 0.6 | 0.4 |
| | 防振支持の機器 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 水　槽　類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |

- 上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
- 中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
- 重要機器は次のものを示す。
  - ○ 給水機器（　　）
  - ○ 排水機器（　　）
  - ○ 換気機器　○ 空調機器　○ 熱源機器　○ 防災設備
  - ○ 監視制御設備　○ 危険物貯蔵装置　○ 火を使用する設備　○ 避難経路上に設置する機器

(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。

| 章 | 項　目 | 特　記　事　項 |
|---|---|---|
| | ○ 適用区分 | 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。<br>○ 風圧力　風速（Vo＝34.0m/s）<br>地表面粗度区分　（ ○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ ）<br>○ 積雪荷重　建設省告示第1455号における区域　別表（　） |
| | ○ 配管 | (1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。<br>○ 呼び径６０Ｓｕ以下（　ＳＡＳ３２２を満足した継手。）<br>○ 呼び径７５Ｓｕ以上（　）<br>(2) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。<br>○（ａ）　○（ｂ）　○（ｃ）<br>(3) 溶接部の非破壊検査　○ 不要　○ 要（　） |
| | ○ 絶縁継手 | 「機器と配管接続部」取り付け箇所は図示による。 |
| | ○ 地中埋設標等 | (1) 地中埋設標　○ 要（図示による。）　○ 不要<br>(2) 埋設表示用テープ　○ 要（排水管を除く）　○ 不要 |
| | ○ 保温 | ○ 別表－２　保温工事仕様による。<br>○ 屋外露出部（ ○ 下記の機器類 ○ 給水管 ○ 消火管 ○ 膨張管 ○ ドレン管（配管類には弁類を含む））は ○防凍保温 ○凍結防止ヒーター）を行う。<br>（対象機器：　）<br>防凍保温は、厚さを配管の呼び径25以下は50mm、呼び径32以上は40mmとし、保温を施す。<br>防凍防止ヒーターは、自己サーモ式とし、保温を施すものとする。<br>○ 共同溝、トレンチの保温は（標準仕様書第２編の施工箇所　）を適用する。<br>○ 多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共多湿箇所とする。）<br>（ ○ 浴室（ユニットは除く） ○ 脱衣室 ○ ○ ）<br>○ 屋内露出（ ○実験室 ○ ）の保温外装は（ ○ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ ○ ）とする。<br>○ 合成樹脂製カバーは（ ○ １シートタイプ ○２ジャケットタイプ ）とする。 |
| | ○ 塗装 | 露出機材の塗装仕上げは下記による。<br>○ 屋外 ○ ドレン管（ ○ 指定色塗装 ○ ）<br>○ 金属電線管（ ○ 溶融亜鉛メッキ仕上げ［付着量300g/m52以上］ ○ 指定色塗装<br>○ 屋内 ○（ ○ 指定色塗装 ○ ） |
| | ○ はつり | 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターを用いる。 |
| | ● 電線類 | 電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編 1.5.1 表 4.1.11 による。 |
| | ○ 天井仕上区分 | （　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。 |
| | ● 吊り及び支持金物 | 吊り金物・支持金物類は更新とする。 |
| | ● 施工調査 | ● 下記によるほか、改修標準仕様書第１編1.5.1及び1.5.2による。<br>調査項目　● 現況調査<br>調査範囲　○ 図示　● 本工事範囲<br>調査方法　○ 図示　● 既存資料及び現地調査 |
| | ● 試験 | 既設配管を含む部分の試験　要 ● 不要 |
| | ● 既存躯体への穿孔 | 穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。 |
| | ○ 他工事との取り合い | 別表－３　工事区分表による。 |
| | ○ 環境対策 | 建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。 |
| | ● 工事現場管理 | 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。<br>(1) 不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。 |
| | ○ 過積載による違法運行の防止 | 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。<br>(1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。<br>(2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。<br>(3) 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。<br>(4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。<br>(5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。<br>(6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。 |
| | ○ 安全対策 | 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。<br>また、発注者で組織する安全対策委員会が行う審査、検討、安全点検等に協力すること。 |
| | ● 保険 | 本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。<br>(1) 被保険者　発注者、受注者及びその全下請負人<br>(2) 保険金額　請負代金全額<br>(3) 保険期間　工事着手のときから工事引渡しまでの期間<br>なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。 |
| | ● 施設点検 | 本工事完了(「工事目的物の引渡し」を行った日)後、１年目に関係者(発注課、施設管理課、受注者）による施設点検(不具合の有無を確認し、その処理について協議)を行うので、発注課から依頼があり次第、施設点検に立会い協力するものとする。 |
| | ● 工事実績情報の登録 | 本工事の最終請負代金(消費税込)が、500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（CORINS）に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。<br>(1) 工事受注時　契約締結後10日以内<br>(2) 登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内<br>(3) 工事完成時　工事完成後10日以内 |
| | ● 創意工夫等の実施 | 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。 |
| | ● 官公署その他への届出手続等 | 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署などへの必要な手続(費用を含む)等は受注者が代行し、遅滞なく行う。 |
| | ● 施工図等の取扱 | 施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 |
| | ○ 中間検査 | 我孫子市工事検査要綱の規定により中間検査を実施する。<br>1 中間検査は通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。<br>2 中間検査の回数は１回とする。（ただし、工事の重要度につき検査の必要が生じた場合は、この限りではない。）<br>3 実施時期は監督職員との協議による。 |
| | ○ 条件明示項目 | ○ 施工可能期間<br>重機器搬出入等、施設運営に支障が出る作業は土日祝日に行うこと。<br>○ 改修工事の部分使用<br>施設運営のため、部分使用の協議を行うこととする。 |
| | ● ワンデーレスポンス | 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。<br>「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。<br>ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することとする。<br>1）受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。<br>2）受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 |
| | ● 設計変更による追加工事について | ● 協議の上、書面（工事指示書）にて行うこととする。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事名 | 利根川水系土地改良調査管理<br>シャワー室改修工事 | | |
| 図面の名称 | 機械設備　特記仕様書 | | |
| 図面番号 | M-01 | 縮尺 | |
| 利根川水系土地改良調査管理事務所 | | | |

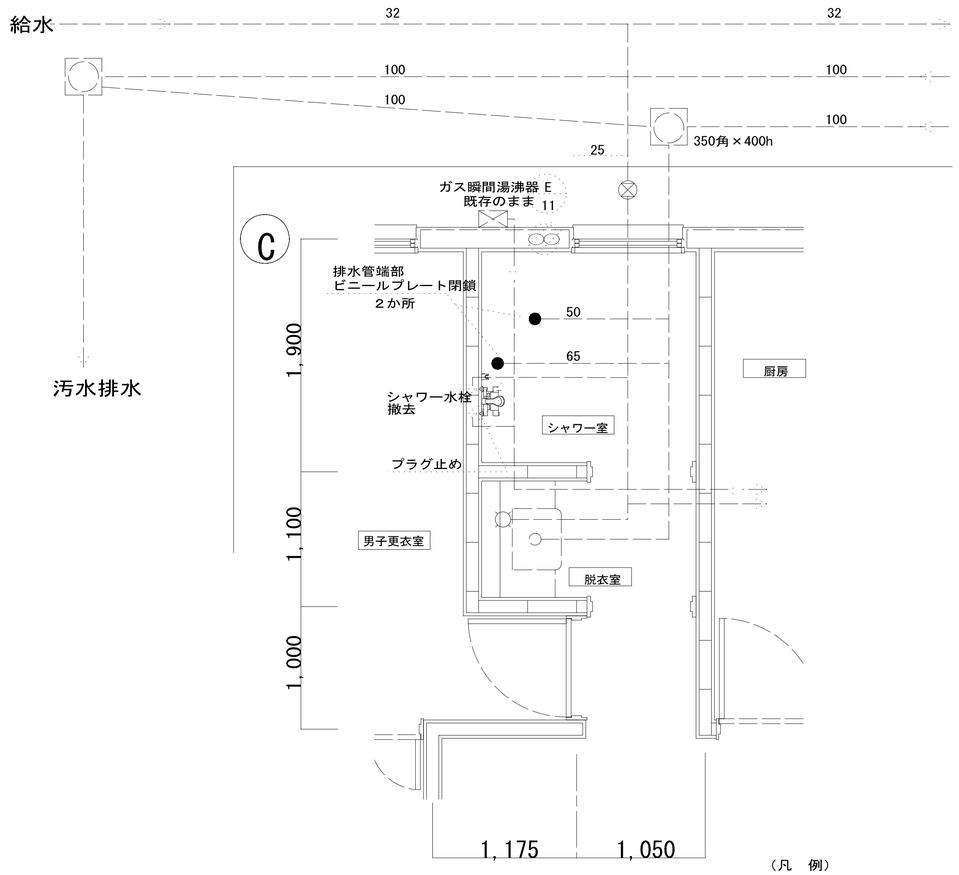


改修前平面詳細図　S=1/50

（凡　例）

既設管・撤去

既設管・存置

既設管・切断

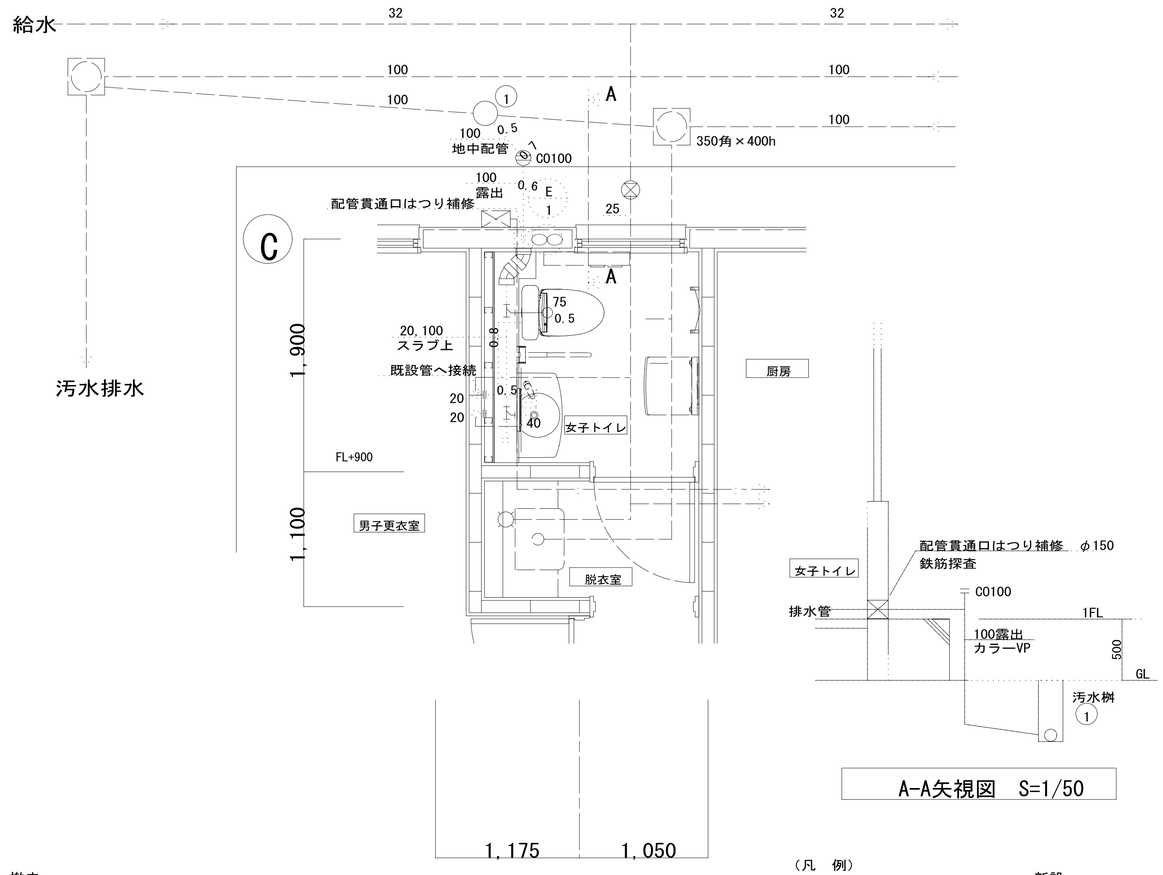


A-A矢視図　S=1/50

改修後平面詳細図　S=1/50

（凡　例）

新設

既設管・存置

既設管・接続

【機器表】新設・撤去

| 記号 | 名称 | 形式 | 定格電力量50(Hz) 相 φ | 電圧 V | 電力 kW | 数量 新設 | 数量 撤去 | 参考型番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| E-1 | 換気扇 | 200φ・窓枠据付け格子タイプ・電気式シャッター | 1 | 100 | 31.5W | 1 | | EX-20SC4 |
| | | ステンレス製ウエザーカバー（防鳥金網付） | | | | | | コントロールスイッチ(強弱) P-04SWL2(電気へ支給) |
| | | | | | | | | |
| E-11 | 換気扇 | 200φ・ウエザーカバー共 | | | | | 1 | |

【衛生器具設備　器具表】新設

| 名称 | 参考型番（TOTO） | 参考型番（LIXIL） | 数量 |
|---|---|---|---|
| パブリックコンパクト便器 フラッシュタンク式（床上壁排水）温水洗浄便座 | CFS497BPC, TCF5831AU | | 1 |
| 洗面器・自動単水栓（AC100V）<br>自動水石けん供給栓・タンク１リットル（AC100V） | L270C, TLE26SS1A<br>TLK08S01JA | | 1 |

【桝リスト】

| 記号 | 名称 | 数量 | 桝本体 規格 | H（mm） GL基準 |
|---|---|---|---|---|
| ① | 汚水桝 | 1 | プラスチック桝200φ　管径φ100以下　WLS 鋳鉄製防護蓋共(T25) | ～500 |
| | | | | |
| | | | | |

【凡例】

| 記号 | 名称 | 区分 | 仕様 |
|---|---|---|---|
| ―― - ―― | 給水管 | 屋内 | 耐衝撃性塩化ビニル管（HIVP） |
| ―――― | 排水管 | 屋内（保温が必要な箇所） | 耐火二層管(VP) |
| ―――― | 排水管 | 地中埋設・床下・ピット内 | 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| ◍ | 床上掃除口 | | |
| ⊘ | 床上排水トラップ | | |
| ◘ ○ | 汚水桝・雑排水桝 | | インバート桝 |
| ⊠ ⊗ | 雨水桝 | | ため桝 |
| □ | 既存・壁貫通口 | | |
| ⊠ | 新規・壁貫通口<br>はつり補修 | | |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事名 | 利根川水系土地改良調査管理<br>シャワー室改修工事 | | |
| 図面の名称 | 機械設備　平面図 | | |
| 図面番号 | M-02 | 縮尺 | 1:50 |
| 利根川水系土地改良調査管理事務所 | | | |